

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	2	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の廃止	
見直し内容 (概要)	<p>【現行制度の概要】 コージェネレーション及びこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管に係る取得価額について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の11/12に軽減する</p> <p>【見直しの内容】 令和2年度末に期限を迎える、固定資産税の課税標準の特例措置について、期限の延長をしない。</p>	
関係条文	<p>地方税法第349条の2、同法附則第15条第31項、同法施行規則附則第6条第63項</p>	
増収見込額	<p>[平年度] —+91.9 (▲91.9) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>エネルギー基本計画に位置づけられたエネルギー政策の基本的視点である、安全性を前提とした、エネルギー安定共有の確保、経済効率性の向上、環境への適合、いわゆる3E+Sの実現の観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きく、平成27年7月の長期エネルギー需給見通しにおいて、「分散型エネルギーシステムとして活用が期待されるエネファームを含むコージェネレーションの導入促進を図る」とされている。加えて、昨今頻発する災害も踏まえ、レジリエンスの観点からもコージェネレーションを導入する一定のニーズは、引き続き存在する。</p> <p>一方、本制度については、制度開始から8年目となり令和2年度末で適用期限が到来する。現在の本制度の利用実態や他の支援制度の整備状況を踏まえると、導入促進のための一定の役割は果たしたと考えられることから、本制度の適用期限の延長は要望しないこととする。</p>	
ページ	2—1	